

2025年10月9日

株主各位

山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代表取締役社長 金本 彰彦

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2025年12月中旬を目処に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年10月27日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上